

番号	1. ①
項目	オンデマンドバスの利用状況と今後の活用方向についてお聞かせください。利用しやすいように市民の要望を聞き、広く市民の知らせてください。とりわけ、以前から松屋町筋のバス運行の要望があります。
(回答)	
本市におけるAIオンデマンド交通の運行実績については、大阪市AIオンデマンド交通検討会議で事業者より報告されています。	
(参考) 大阪市AIオンデマンド交通検討会議ホームページ URL https://www.city.osaka.lg.jp/toshikotsu/page/0000519793.html ※「大阪市AIオンデマンド交通検討会議開催状況」参照	
また、オンデマンドバスについては、Osaka Metro Group が自主事業として運行しており、乗降場所については、Osaka Metro Group のホームページに「交通環境や前面者・地権者さまのご意向、地域のご意見等、総合的に判断し、必要に応じて乗降場所の設置を行います。」と記載されています。	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話: 06-6208-8895

番号	1. ②
項目	上町一丁目交差点から上本町4丁目付近までの上町筋西側一部歩道が狭隘で危険な状況にあります。拡張も含めた改善策をとってください。

(回答)

上町筋（上町1丁目交差点から上町4丁目交差点付近）につきましては、都市計画道路「東野田河堀口線（上本町）」として、幅24メートルの現道を西側へ拡幅し、幅27メートルとする事業を進めております。

現在、拡幅に必要となる用地取得に向けた交渉を進めており、用地取得が完了次第、工事に着手する予定ですが、交渉に時間を要しております、現時点での工事着手の時期は未定となっております。

引き続き、早期の工事着手に向けて事業用地の確保に努めてまいります。

なお、事業完了まで時間を要することから、それまでの間の歩行者の安全対策として、令和4年度から令和6年度にかけて、西側路側帯のカラー化や、車止めポスト、ガードパインの設置を行っております。

担当	建設局 道路河川部 街路課 電話：06-6615-6753
----	-------------------------------

番号	1. ④
項目	高齢者、障がい者のみならずベビーカーでの外出など地下鉄（メトロ）駅のエレベーター設置（増設）してください。とりわけ中央線の「森ノ宮」駅②番出口、「天満橋」駅④番出口。
(回答)	
<p>市内の地下鉄駅におけるエレベーターについて、大阪市高速電気軌道株（以下「Osaka Metro」という。）では、高齢者や障がいのある方、お子さま連れの方など、どなたでも安心して利用できる地下鉄の実現を図るため、これまでから設置を進めてきております。</p> <p>平成22年度末には地下鉄とニュートラムの全駅（133駅）で、エレベーターによりホームから地上までの移動が可能となるバリアフリー経路（ワンルート）の整備が完了しています。</p> <p>その後のエレベーター設置については、2つ目のバリアフリールートの確保を目的に、既に設置されているエレベーターまでの移動距離が長く、かつ移動に幹線道路の横断が必要となる出入口を対象に、設置スペースがあるなど整備が可能である場合に取り組んでいます。</p> <p>2ルート目となるエレベーターについては、令和7年末の時点では、18駅23基が設置済であり、そのうち、中央区においては、堺筋本町駅、日本橋駅、谷町四丁目駅、森ノ宮駅において設置されています。</p> <p>Osaka Metroでは、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して、今後も引き続き複数ルート化となるエレベーター設置に取り組んでいくこととしておりますが、現在のところ、中央線森ノ宮駅2号出入口及び谷町線天満橋駅4号出入口でのエレベーター設置については未定と聞いております。</p>	
担当	都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話：06-6208-8787

番号	1. ⑥
項目	自転車専用道路、専用表示など充実させてください。 自転車の危険な運転が目立っています。歩道を走るほか選択肢のない状況の道が多く、地域での自転車交通安全指導を含めた安全確保対策をすすめてください。とりわけ小学校周辺の自転車走行に注意を要します。
(回答) 整備に関する回答	
<p>本市では、平成 28 年に「大阪市自転車通行環境整備計画」を策定し、周辺部よりも事故発生頻度の高い市内中心部の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示の整備を進め、令和 7 年 3 月末時点では約 65km を整備しました。</p> <p>今後の自転車通行環境整備につきましては、歩行者の安全確保に加え、車道を通行する自転車についても安全性を向上する構造の検討を進めてまいります。一方で、構造物で自転車と自動車を物理的に分離する「自転車道」や、区画線により視覚的に分離する「自転車通行帯」を整備するには、十分な道路幅員が必要となることから、整備可能な路線については、既存の道路幅員に余裕のある路線等に限られます。このような条件を踏まえつつ、引き続き、安全な自転車通行空間の整備に努めてまいります。</p> <p>また、小学校周辺の生活道路等の安全対策につきましては、令和 2 年 6 月に策定（令和 5 年 6 月一部改訂）された「大阪市通学路安全プログラム」に基づいて、学校関係者や大阪府警察本部、大阪市関係局（教育委員会、建設局、危機管理室、計画調整局）と連携しながら、各区で実施される「合同点検」や「合同点検会議」に参加し、道路管理者にて必要と判断した箇所において、必要な交通安全対策を実施しており、自転車に関する安全対策として、自転車の通行位置を示す路面表示や注意喚起等の路面表示を設置するなど、利用者にとってわかりやすく、安全な通行空間の整備に努めてまいります。</p> <p>限られた道路空間の中で道路の利用状況に適した整備形態を選定し、安全な自転車通行空間の確保に努めてまいりますので、今後とも本市の建設行政に、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話：06-6615-7699

番号	1. ⑥
項目	自転車専用道路、専用表示など充実させてください。自転車の危険な運転が目立っています。歩道を走るほか選択肢のない状況の道が多く、 <u>地域での自転車交通安全指導を含めた安全確保対策をすすめてください。とりわけ小学校周辺の自転車走行に注意を要します。</u>
(回答)	
	<p>中央区役所では、地域の巡視活動として、区役所職員が青色防犯パトロールカー、自転車等により、小学校の下校時間に合わせて学校周辺を重点的に実施するなど、防犯・交通安全に関する取組を行っております。</p> <p>また、自転車交通安全対策については、警察署と連携のうえ、交通安全教室等を開催しております、今後も自転車の安全な走行ならびに歩行者、とりわけ児童生徒の安全確保に引き続き努めてまいりたいと存じます。</p>
	(下線部について回答)
担当	中央区役所 市民協働課（市民協働グループ） 電話：06-6267-9734

番号	2. ①
項目	予想される南海トラフ巨大地震に備え、避難場所の拡充と整備を行うこと。 <u>空堀商店街周辺など木造住宅の老朽化、密集した街並みに鑑み対策が急がれます。</u>
(回答)	
<p>大阪市では、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所として、用途に応じ「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難ビル・水害時避難ビル」の確保を進めています。</p> <p>「広域避難場所」は大規模火災が発生し、延焼拡大した場合の避難先であり、令和7年11月21日時点で34箇所確保しています。</p> <p>「一時避難場所」は地震時等の一時的な避難先であり、令和7年11月21日時点で約1470箇所確保しています。</p> <p>「津波避難ビル・水害時避難ビル」は 津波や洪水(河川氾濫)時の緊急的な避難先であり、令和7年11月21日時点で約3000棟確保しています。</p> <p>今後も引き続き避難場所の確保に進めてまいります。</p>	
(下線部について回答)	
担当	危機管理室危機管理課 (防災計画グループ) 電話: 06-6208-7384

番号	2. ①
項目	予想される南海トラフ巨大地震に備え、避難場所の拡充と整備を行うこと。 <u>空堀商店街周辺など木造住宅の老朽化、密集した街並みに鑑み対策が急がれます。</u>

(回答)

大阪市には、老朽化した木造住宅の密集する市街地が、JR大阪環状線外周部を中心に広がっており、このような密集住宅市街地について早急かつ着実な整備を進めていくことは、極めて重要な課題であると考えています。

このため、令和3年3月に策定した「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」に基づき、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である「重点対策地区」(約640ha)における延焼危険性及び避難困難性の改善を図るため、老朽住宅の除却・建替えに対する補助など各種施策を強化し、集中的に取り組んでおります。また、面的な災害の可能性が高い市街地である「対策地区」(約3,800ha)においては、密集市街地の防災性の向上を図るため、老朽住宅の除却・建替えに対する補助を実施しております。

要望のエリアは「対策地区」「重点対策地区」に含まれておりますが、民間住宅の耐震化を促進するため、市全域の民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しております。また、所定の耐震性が不足していると判断された戸建住宅等に対する除却費補助も実施しております。

今後とも、安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりに向けて、引き続き、密集市街地の整備、民間住宅の耐震化の促進に努めてまいります。

(下線部について回答)

担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(密集市街地整備) 電話:06-6208-9629 都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(防災・耐震化計画) 電話:06-6208-9622
----	---

番号	2. ②
項目	<p><u>災害時のライフライン確保のためにも公衆電話の増設が必要と考えます。</u>これまで撤去された公衆電話の台数など調査し、<u>災害時に対応できる十分な台数を設置するようNTTに要請してください。</u></p>

(回答)

災害発生時において通信手段の確保のため、平成 25 年に西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」）と「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」を締結し、災害時避難所となる施設への特設公衆電話の設置を進めています。

これは本市独自で実施しているものではなく、NTT 西日本が各自治体と協定を結んだうえで実施している取組みであり、令和 7 年 3 月 31 日時点で本市内の 446 箇所に設置が完了していると公表されています。

(下線部について回答)

担当	危機管理室危機管理課（減災対策グループ） 電話：06-6208-7380
----	--------------------------------------

様式 2－2

番号	3. ①
項目	<p>他区におきましても小学校の統廃合をめぐって様々な声をお聞きしています。中央区における統廃合についての状況・方向性についてお聞かせください。(南小、高津小は統廃合の対象となっていると聞いています。)</p> <p>一方で、児童数が増加し、いわゆるマンモス校が増えつつあります(中央、南大江、玉造、中大江など)。運動場、教室などの現状と今後の対策についてお聞かせください。</p>
(回答)	
<p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に係る方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例(以下「条例」という。)」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聞くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>一方で、中央区では児童・生徒数が急増している地域もあり、児童・生徒の受け入れに必要な対策が急務となりましたことから、市長をトップとし府内横断的な体制で、従来の手法にとらわれない新たな視点で対応策の検討を、市内において児童・生徒数が急増している他区を含めて行うため、平成29年度に「市内中心部児童急増プロジェクトチーム」を設置いたしました。</p> <p>同プロジェクトチームでの議論などを基に、南大江小学校・玉造小学校・中大江小学校などでは、児童・生徒の増加に対応するため、校地内に校舎を増築いたしましたが、その結果、運動場が狭小化するなどの影響があったところです。</p> <p>いずれの学校におきましても、児童・生徒数の推移を注視しながら、既存教室を普通教室へ改造する工事や、既存校舎の建替えに際し増築を図るなどの方策も検討し、受け入れに必要な普通教室を確保してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話 : 06-6208-9111</p> <p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話 : 06-6208-9092</p>

番号	3. ①
項目	他区におきましても小学校の統廃合をめぐって様々な声をお聞きしています。中央区における統廃合についての状況・方向性についてお聞かせください。（南小、高津小は統廃合の対象となっていると聞いています。）一方で、児童数が増加し、いわゆるマンモス校が増えつつあります（中央、南大江、玉造、中大江など）。運動場、教室などの現状と今後の対策についてお聞かせください。
(回答)	
<p>南小及び高津小についてですが、国や市の指針では、1校あたりの学級数の適正規模を12学級から24学級と定めています。しかし、現在、両校では1年生から6年生まで各学年とも単学級となっており、今後も全学年にわたり単学級が続く見込みです。今後もこの状況が続くと考えられることから、学校・保護者・地域の意見を伺いながら、学校の魅力化、教育環境の充実などに取り組んでまいります。</p> <p>また、中央小・南大江小・玉造小・中大江小につきましては、児童数が微増または横ばいで推移すると見込まれております。しかし、新築マンションの増加などに伴う年度途中で転入する児童が増加しているため、学級編成の見通しを立てることが難しい状況です。現状、運動場や教室数には十分な余裕はありませんが、引き続き教育委員会と連携し、児童・生徒の教育環境の確保と教育活動の充実に努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 市民協働課（市民活動支援・教育グループ） 電話：06-6267-9743

番号	3. ②
項目	区として放課後児童健全育成事業である学童保育施設の状況を把握し、 <u>指導員の待遇改善・確保</u> ：専門性向上のための研修、労働環境の改善。利用しやすい環境実現の補助、支援を強めてください。
(回答)	
<p>大阪市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るために、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。</p> <p>一方で、近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化によるこどもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭のこどもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度から小学校の余裕教室を活用した「児童いきいき放課後事業」を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。</p> <p>本市の放課後児童施策については、大阪市内の全ての小学校区で実施する「児童いきいき放課後事業」を中心に進めていくこととしており、それぞれの地域ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施主体について公募により選定するとともに、令和 7 年度から児童の安全と保護者の利便性の向上を図るため入退室管理アプリの導入など、事業内容の充実を図っているところです。</p> <p>「留守家庭児童対策事業」については、「児童いきいき放課後事業」の補完的役割として、民設民営で実施されている放課後児童クラブに対して補助を継続しております。</p> <p>補助金については、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入推進加算を行うとともに、令和 6 年度には、新補助基準による増額を行うなど、補助金交付基準の引き上げを行っております。</p> <p>指導員の待遇改善については、平成 29 年度から「放課後児童支援員キャリアアップ待遇改善事業」を実施するとともに、令和 4 年 2 月からは、放課後児童支援員に加え補助員も含めた職員の待遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための補助を行っております。</p> <p>本市の実施する研修については、対面で実施するものに加え、より多くの職員が研修に参加しやすいよう、通年で研修動画を Web 上に掲載し、いつでも視聴できる環境を整えております。さらに、国や大阪府、本市他局の研修等を随時案内するなど、指導員の専門性向上に努めております。</p> <p>また、学童保育施設の実施場所や連絡先をまとめたパンフレットを各区へ配付し、情報提供を行うほか、本市ホームページにおいて、学童保育施設の実施場所や連絡先を掲載したうえ、令和 6 年 3 月から、希望する放課後児童クラブについては、それぞれの放課後児童クラブのホームページへ移行できるよう、リンクの貼り付けによる周知を行うなど、利用しやすい環境実現に努めております。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6684-9573・9559

番号	3. ③
項目	大阪の小中学校の不登校生徒数（児童数）は全国的に高く、悩んでおられる保護者も多くおられます。不登校が多い原因把握・分析、対策をお聞かせください。
(回答)	
令和6年（2024年）度における大阪市立小中学校の不登校に関する状況については、令和7年（2025年）10月29日付け大阪市ホームページ公表のとおり、小学校の不登校児童数は2,294人、中学校の不登校生徒数は4,893人となっております。	
不登校の要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。	
本市における不登校児童・生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や、早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人ひとりの実態に応じた支援に取り組む必要があると認識をしております。	
あわせて、保護者支援として、登校支援室「なごみ」において、毎月「保護者サロン」を開催し、不登校について不安や悩みを抱える保護者が、参加者同士の交流や相談員との談話を通じて、安心して想いや経験を分かち合える場を設けております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174

番号	3. ④
項目	中央区における「こども食堂」、「フードバンク」の現況を教えてください。

(回答)

中央区におきましては、大阪市中央区社会福祉協議会を事務局とする「中央区子どもの居場所連絡会」(以下、「連絡会」)に参画し、情報共有や連携を行っています。連絡会は、「中央区近辺にある子どもの居場所団体と地域住民や企業など、みんなで力を合わせて子どもの未来を応援する団体」とされており、令和7年12月現在、16か所の「こども食堂」が活動されています。

「こども食堂」の実施形態ですが、活動団体によりその対象者や活動内容も様々です。

また、食料品などを提供するフードパンtriesは、現在4か所、連絡会に参画されています。

担当	中央区役所 保健福祉課（子育て支援・保育グループ） 電話：06-6267-9685
----	---

番号	4. ①
項目	<p><u>南高校跡地と建物の活用検討として区民（住民）が利用できるものにしてください。</u></p> <p>災害時の避難場所等など具体検討されていることがありましたら進捗状況をお聞かせください。</p>
(回答)	
旧南高校の跡地につきましては、平成 30 年 3 月 29 日に開催しました第 3 回大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議において、中央小学校の分校等の設置を検討することとされており、現在、中央小学校の児童数の推移を注視しているところです。	
(下線部について回答)	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	4. ②
項目	中央区における高齢者の単身世帯率が高く、介護保険の活用も含めて高齢者施策が強く求められています。中でも経済的格差がなく、年金収入で安心して生活できる「特別養護老人ホーム」の増設を望みます。
(回答)	
本市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、令和6年度～令和8年度を計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、令和8年度末の定員数を14,900人に設定しております。	
令和7年12月1日現在、所管する特別養護老人ホームは172施設14,803人分、そのうち中央区内の特別養護老人ホームは1施設134人分が開設されているところです。	
今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めて参ります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	4. ③
項目	旧東区エリアにおける図書館をつくってください。

(回答)

市立図書館につきましては、1区1館の図書館計画構想のもと、各区に順次建設を進め、既に全区で24館設置されております。新たな図書館を建設することは、厳しい財政事情等からみましても、難しいというのが現状です。

お近くに大阪市立図書館がない地域には、自動車文庫「まちかど号」が市内104か所のステーションを月1回巡回し貸出等を行っております。旧東区の地域には図書館から距離のある法円坂の難波宮跡公園東側住宅前（大阪市中央区法円坂1丁目6）にステーションを設置しております。巡回日は限られておりますが、地域図書館と同様、大阪市立図書館の蔵書約437万冊からの取り寄せもご利用いただけます。

今後とも市立図書館の蔵書の充実とともに、中央図書館を基幹とする全市立図書館のオンラインネットワークを活用した効果的・効率的な運用、ウェブ上での電子図書館機能の充実に努め、サービスの一層の向上に努めてまいります。

担当	教育委員会 中央図書館 地域サービス担当	電話：06-6539-3320
----	----------------------	-----------------

番号	4. ④
項目	地域における学校の役割として災害時避難場所の環境整備（空調、生理用品、トイレ洋式化普及など） <u>を充実させてください。</u>

(回答)

猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。

なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しており、令和7年9月8日に「大阪市立小学校体育館空調設備整備事業」の事業者が決定、同年12月11日に同事業に係る契約手続きを終え、このあと順次各小学校への現場設計調査を行ったうえで、空調設備設置工事を実施する予定となっています。

災害用備蓄物資については、大阪府域災害対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」及び、大阪市「避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、生理用品については、1日5枚3日分を大阪府と大阪市で1.5日分ずつ備蓄しています。また、民間事業者等との物資供給にかかる協定等の締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努めています。

(下線部について回答)

担当	危機管理室危機管理課（防災企画グループ）	電話：06-6208-7378
	危機管理室危機管理課（減災対策グループ）	電話：06-6208-7380

番号	4. ④
項目	地域における <u>学校</u> の役割として災害時避難場所の環境整備（空調、生理用品、 <u>トイレ</u> <u>洋式化普及</u> など）を充実させてください。
(回答)	
	<p>学校トイレについては、校舎の建替えや大規模改修によるトイレのリニューアル時に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建替えや大規模改修に至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器へ取り替える改修を順次進めております。</p> <p>トイレは、児童・生徒の学校生活に不可欠な施設であるため順次便器の洋式化を進めてまいります。</p>
	(下線部について回答)
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9091

番号	4. ⑤
項目	越中公園（グランド）にトイレを設置してください。

(回答)

公園のトイレは、来園者が公園を快適に利用するための便益施設ですが、無人管理で、不特定多数の方が 24 時間ご利用いただけることから、いたずらなどによる施設損傷・盗難、夜間の不適切利用等の懸念があります。そのため、公園のトイレの設置については、必要性や優先順位等を十分に精査した上で、効率的・効果的に進めていく必要があります。

現在は、遠方から多くの利用者が見込まれる大規模な公園のトイレにおいて、美装化と洋式化とを合わせた改修を優先的に進めていく必要があると考えており、現時点で越中公園において、トイレを新たに設置する予定はございません。

担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769
----	-------------------------------

番号	4. ⑦
項目	大阪府における水道管の法定耐用年数超過率35.6%（令和4年度末）、大阪市の法定耐用年数を超えたもの約50% 政令市でワースト1と聞いていますが、中央区内における老朽化した水道管の取り換えについての計画についてお聞かせください。

（回答）

本市では令和6年5月に策定した「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づき、中央区含め市内全域の水道管の老朽化対策を進めることとしており、長期の更新需要を試算した結果に基づき、管路総延長約5200kmに対して概ね年間1%の更新率を目安に整備を進めています。具体的には、管路の材質や土壤条件に応じて設定した管路の使用可能年数を目安に更新し、使用可能年数超過管路の割合が約12%（令和5年度末）から約5%（令和35年度末）となるよう、年間あたりの更新ペースを53kmと設定しております。

更新対象としては、特に布設年次が最も古く、管体及び継手が脆弱な鉄管の解消を最優先に取り組むとともに、その他の管路で漏水など著しく劣化している状況が確認された場合には、速やかに更新に着手することとしております。漏水発生時の影響が大きい基幹管路については、令和6年度から令和13年度にかけて実施する「基幹管路耐震化PFI事業」において、年4kmから8kmにペースアップを図るとともに、配水支管については、局発注の従来手法で年45kmのペースで管路更新を進めてまいります。

【参考】

▶大阪市水道施設整備中長期計画

[大阪市水道局：大阪市水道施設整備中長期計画（水道局の主な取り組み>水道施設の整備）](#)

担当 水道局 工務部 計画課 電話：06-6616-5512

番号	4. ⑧
項目	公営住宅空き家入居対策をすみやかに行ってください。

(回答)

市営住宅の空き家については、法令において、災害や公共事業等の場合を除き、公平に入居の機会を得られるよう公募（抽選）により入居者を決定しており、例年、2月・7月の定期募集、5月の福祉目的募集、11月の親子近居等募集などの期間を定めた募集を行っているほか、様々な事情により速やかに住宅の確保を必要とされる方を対象に随時募集を行っております。

また、当選後に辞退等があった住宅については、速やかに直近次の入居者募集を行う等、空き家が発生してから次の方が入居するまでの空き家期間を短くし、市営住宅を必要とされている多くの市民の方にできる限り早期に住宅を提供するよう努めております。

担当	都市整備局 住宅部 管理課・入居契約担当 電話：06-6208-9264
----	--------------------------------------

番号	5. ①
項目	マンション建設増加により共同住宅に居住する世帯の割合は90%以上と聞いております。また、町会加入世帯率も30%を切り、新しい住民と地域コミュニティづくりが求められています。町会加入率を高めるための行政として援助などをお聞かせください。
(回答)	
<p>大阪市では、地域コミュニティにおける人とのつながりの中で安心安全に暮らすと同時に地域活動に参画する市民が増えることをめざし、最も身近な地域コミュニティである町会加入率の低下に歯止めをかけるべく、令和6年に「大阪市町会加入促進戦略」を策定しました。</p> <p>中央区においても、同年9月に「中央区町会加入アクションプラン（R6～R9）」の策定し、区の特性、地域性を踏まえるとともに、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などの観点から地域の現状を把握したうえで、優先順位を決めて町会加入の取り組み支援を行うこととしております。</p> <p>その中で、中央区の特性であるマンション等集合住宅居住者のコミュニティを中心に、区民の関心が高い「防災」を切り口として、マンションの防災力を高めつつ、地域コミュニティの充実を目指したアプローチを行うこととして、地域防災訓練や区役所が行う出前講座、防災セミナー等を実施し、防災におけるつながりの必要性から町会加入を呼びかけ等の取り組みを行っております。</p> <p>また、町会に対する認識不足を、未加入の大きな要因としてとらえ、チラシ、ポスター、HP、SNSなどの媒体を利用し、特に転入者や若い世代に向け町会加入促進に向けた広報・啓発の充実を図っております。</p> <p>今後も取り組み内容の見直しを行いながら、地域コミュニティの維持・活性化に向け支援を行ってまいります。</p>	
担当	中央区役所市民協働課（市民協働グループ） 電話：06-6267-9734

番号	5. ②
項目	昨年（2024年）に地方自治法改正により「指定地域共同活動団体制度」ができました。大阪市として制度活用の計画検討についてお聞かせください。
(回答)	
	本市としては、現在のところ制度活用の計画検討はございませんが、他都市の導入状況や最新の情報を収集するなど、今後の動向に注視していきたいと考えています。
担当	市民局区政支援室地域力担当（地域力創出） 電話：06-6208-7305

番号	5. ③
項目	区民の区政参画機能の強化と、二元代表制の下での民主的正当性の補強（条例化）が必要ということから、「区政会議」の条例化で区民の区政参画の強い法的根拠となり民主正当性を強化すると謳われました。区政会議に区民の関心を強めるためにも公募委員を増やすことや公募選考基準を公開してください。
(回答)	
	<p>当区における区政会議委員の定数は、中央区区政会議運営要綱第3条第2項により20名とし、公募委員の定数は、同要綱同条第3項により5名としています。一方、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第3条第2項には公募委員の定数は、委員の定数10分の1未満であってはならないと規定されており、当区においては、規則で規定されている基準を上回る人数の公募委員をすでに選定しているところです。</p> <p>区政会議委員は2年に一度改選を行い、公募委員選考基準については、都度選考会議を開催し選考基準を定め、選考期間中央区役所ホームページにおいて公開しているところです。</p> <p>令和7年度改選時の中央区区政会議公募委員の選考基準については、別添資料1「令和7年度 中央区区政会議公募委員選考基準」をご参照ください。</p>
担当	中央区役所 魅力推進課（区政企画グループ） 電話：06-6267-9683

番号	5. ④
項目	長期滞在の外国人が増えています。地域における共生を重視し、交流、コミュニティをすすめる対策を充実してください。

(回答)

令和5年度から令和6年度にかけて、4つのモデル地域（港区、浪速区、生野区、西成区）で外国につながる市民と地域住民（日本人）との相互理解、つながり・交流を生むための「エリアプログラム支援事業」を実施しました。今年度は、モデル地域で実施した取り組みのノウハウを他地域にも展開しているところです。

(参考) [大阪市:大阪市多文化共生のまちづくり（…>多文化共生>多文化共生への取組み）](#)

なお、「エリアプログラム支援事業」で得られたノウハウを他地域へ横展開するため、各区の連合町会長会議等で説明を行いました。

担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課	電話： 06-6208-7623
----	----------------------	------------------

番号	6. ①
項目	大阪市における「特区民泊」が住民とのトラブル、苦情が多く問題になり、「特区民泊」新規受付を2026年5月29日で停止することですが、中央区における民泊件数やトラブルの状況把握についてお聞かせください。また、そのようなトラブル、苦情について区役所への相談対応はどうなっているのかお聞かせください。その関連でもある <u>「空き家」活用や対策について区役所にも窓口の設置をしてください。</u>
(回答)	
	平成28年4月1日から、倒壊等の危険や衛生上有害、景観を損なっているなど、放置することが不適切な状態にあると認められる「特定空家等」の対策を進めるため、区役所内に相談窓口を設置しております。
	相談者が所有する空家等の利用や活用、処分等について御相談がある場合には、相談内容に応じて専門家等へおつなぎいたします。
	また、特定空家等に関する通報があった場合は、物件の状況等について、区役所職員が現地に赴き、通報者や地域の方、必要に応じて関係行政機関とも連携しながら、対応策を検討、実施しております。
	詳しくは、中央区ホームページ「 https://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000434097.html 」を御参照ください。
	(下線について回答)
担当	中央区役所市民協働課（市民協働グループ） 電話：06-6267-9734

番号	6. ①
項目	大阪市における「特区民泊」が住民とのトラブル、苦情が多く問題になり、「特区民泊」新規受付を2026年5月29日で停止することですが、中央区における民泊件数やトラブルの状況把握についてお聞かせください。また、そのような <u>トラブル、苦情について区役所への相談対応はどうなっているのか</u> お聞かせください。 その関連でもある「空き家」活用や対策について区役所にも窓口の設置をしてください。
(回答)	
	<p>中央区役所において、市民・区民からの「特区民泊」についてのご意見・苦情については、主訴を正確に聴き取ったうえで、速やかに担当部局に情報伝達を行っております。</p> <p>(下線について回答)</p>
担当	中央区役所 魅力推進課（区政企画グループ） 電話番号：06-6267-9683

番号	6. ①
項目	大阪市における「特区民泊」が住民とのトラブル、苦情が多く問題になり、「特区民泊」新規受付を2026年5月29日で停止することですが、 <u>中央区における民泊件数やトラブルの状況把握についてお聞かせください</u> 。また、そのようなトラブル、苦情について区役所への相談対応はどうなっているのかお聞かせください。その関連でもある「空き家」活用や対策について区役所にも窓口の設置をしてください。
(回答)	
	<ul style="list-style-type: none">・中央区内の特区民泊施設数は、令和7年10月末時点で1204施設です。・また、保健所で把握している中央区内の特区民泊施設に対する苦情は、令和7年4月から10月末までの間で38件になります。
(下線部について回答)	
担当	健康局 生活衛生部生活衛生課 電話：06-6208-9981

番号	6. ②
項目	松屋町筋界隈では人形店、おもちゃ、菓子店など閉店が多くみられます。賑わいのある街づくりの観点から対策をお聞かせください。
(回答)	
	にぎわいのあるまちづくりの創出にあたっては、地域コミュニティの形成に大きく寄与している商店街の活性化は重要であると認識しております。 中央区役所では、商店会や企業、関係団体の意見を取り入れながら、必要に応じて関係部局と連携し、各種支援制度の案内を行うなど当該地域のまちづくり支援に努めてまいります。また、官民連携で区内の魅力創出と情報発信による持続的なにぎわいづくりに引き続き取り組んでまいります。
担当	中央区役所 魅力推進課（魅力推進グループ） 電話番号：06-6267-9831

番号	7. ①
項目	自衛官募集の住民基本台帳の協力要請や自衛官による講演会などについて区としての基本的考え方を聞かせてください。

(回答)

防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。

このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。

具体的な提供方法については、自衛官又は自衛官候補生の募集の場合は、自衛隊大阪地方協力本部長から提供依頼を受け、21 才、18 才の方の住所、氏名、生年月日、性別を抽出し、DVD によりデータを提供しています。

本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。

なお、自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等については、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。

(下線部について回答)

担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ	電話：06-4305-7485
----	-------------------------	-----------------

番号	7. ①
項目	自衛官募集の住民基本台帳の協力要請や <u>自衛官による講演会などについて区としての基本的考え方を聞かせてください。</u>

(回答)

中央区地域女性団体協議会・中央区役所が主催する、「中央区地域女性団体協議会 公開講座」につきましては、中央区地域女性団体協議会の主要な学習活動の一つでございます。地域で支えあう住みよいまちづくりの視点から、今日的な課題を広く区民と考えるため、例年多様なテーマの中から、中央区地域女性団体協議会のメンバーがテーマを決定し、年1回公開講座として開催しております。

今年度につきましては、「わが国周辺の安全保障環境と自衛隊の取組について」をテーマに11月11日に中央区民センターにおいて開催いたしました。

この講演会では、直接自衛官から男女共同参画社会の実現に向けた自衛隊における女性職員の活躍推進の取組等について説明がありました。

女性の社会進出においては、一定の進展はみられるものの、指導的地位において女性の占める割合は依然として低く、固定的な性別役割分担意識も根強く残るなどの課題があり、自衛隊における取組を学ぶことから、女性の社会進出や地位向上など、地域における男女共同参画社会の実現に向けた取組のさらなる推進につながるものと考えております。

さらに、「安全保障」や「防災・減災」、「災害時の協力体制」など、区民の生活に密接したテーマを学ぶことで、区民の安全・安心の確保に向けた危機管理意識・防災意識の向上、災害等に対する正しい知識の習得など日頃からの備えにつながるとともに、自衛隊の役割や活動内容について理解を深めることで、地域における災害対応等での円滑な連携や自主防災活動につながるものと考えております。

以上のように、地域で支えあう住みよいまちづくりの視点から、多様な主体による学習・啓発の機会を今後も継続し、区民がそれぞれの立場で自ら考え、支え合うことのできる地域社会づくりを目指して取組を進めてまいります。

(下線部について回答)

担当	中央区役所 市民協働課 (市民活動支援・教育グループ) 電話: 06-6267-9743
----	--

番号	7. ②
項目	区長の権限と区独自予算や他局にまたがる区内の要望について、これまで執行した主な具体的事業を教えてください。
(回答)	
当区シティ・マネージャーにおける予算及び事業について以下のホームページ上で公表しております。	
大阪市中央区：令和7年度 予算事業一覧の公表について	
担当	中央区役所 総務課 (総務グループ) 電話：06-6267-9625

番号	7. ③
項目	公職選挙投票箇所を増設してください。中央区は上町台地を有するアップダウンの道路が多く、高齢者、障がい者にとって選挙投票が困難になっています。地域集会所、スーパーマーケットなど日常的に身近な場所でも投票できる予算と人員含めた対応をしてください。
(回答)	
<p>公職選挙法上、政令指定都市においては、投票所の設置、投票時間の弾力的な運用をはじめ各種投票事務は各区選挙管理委員会で行うこととなっています（公職選挙法第39条、第40条第1項、第269条等）。</p> <p>しかしながら、投票所の増設にあたっては、投票所開設基準の遵守・公職選挙法他関係法令での制約、選挙管理体制の確保、二重投票の防止策の徹底、投票用紙、投票箱の保管といったセキュリティの確保、さらには、警備や検証体制、選挙人名簿管理に係る設備導入等、多岐にわたる調整と相応の予算および人員を継続的に確保する必要があります。</p> <p>今回の中央区の地形特性や高齢者、障がい者の方々の利便性等、ご配慮いただきましたご意見につきまして、担当部署にて慎重に検討を重ねてまいりましたが、現時点では、これらの要件を満たすことが困難であり、ご要望の投票所増設については実現いたしかねる状況です。</p> <p>今後とも誰もが安心して投票できる環境づくりに努めてまいります。</p>	
担当	中央区役所 総務課 電話：06-6267-9626